

第9回

島原市農業委員会総会議事録

平成24年2月27日

第9回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成24年2月27日（月） 13時30分

2. 閉会日時 平成24年2月27日（月） 14時02分

3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 24名 欠席者 7名

5. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 非農地証明願について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について

報告事項 合意解約通知書について
使用貸借解約通知書について

議長

只今より、第9回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、8番委員、9番委員、10番委員、11番委員、14番委員、18番委員、22番委員は所用の為、欠席との連絡がっております。

出席委員は、31名中24名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、19番委員、20番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転についての許可申請の1番と2番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案、1番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、農機具はトラクター等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、農機具は、耕耘機、トラクター等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は45年の農作業歴があります。譲受人夫婦と、譲渡人の姉の3人で農業を営んでおり、今回の申請は夫婦間での生前贈与のための申請ですので問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

2番について、譲受人は20年の農作業歴があります。譲受人夫婦と父の3人で農業を営んでおり、通作時間は車で8分以内ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

第1号議案の1番と2番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転は許可することに決定します。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は、申請地に木造平家建住宅1棟を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の第二種住居地域で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、東側、北側は道路、南側、西側は農地となっております。

雨水排水は溜桝より河川へ、汚水は、くみ取り、生活雑排水は溜桝より河川へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の申請人は、申請地に木造2階建農家住宅1棟と、駐車場及び農業機械器具置場として利用したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地区域外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、東側、南側は道路、西側は農地、北側は農地及び宅地となっております。

雨水排水は溜桝より道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

1 番の譲受人は、申請地を譲り受け、隣接する土地と一体に木造 2 階建住宅 1 棟を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域で、第 3 種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1 番の申請地は、東側、南側は宅地、西側、北側は道路となっております。

雨水排水は溜桝より道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第 4 号議案、非農地証明願についての 1 番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第 4 号議案、非農地証明願の 1 番について、申請人は昭和 35 年不詳頃より、原野として使用しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側、南側、西側、北側すべて山林となっております。

現状を見ると非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	7件	17筆	16,621.00㎡
耕作権の再設定	3件	4筆	3,737.00㎡
合 計	10件	21筆	20,358.00㎡

です。

次に農業経営基盤強化促進法による所有権移転については別添のとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第５号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

農地法第１８条の合意解約、使用貸借解約については別添に記載のとおりですので報告します。

これで、第９回島原市農業委員会総会を閉会します。